

# 「公民館自主グループ」登録認定基準について

## 1 主 旨

この基準は、地域住民やその他の者が、学習成果や知識・技能を地域に生かすことができるような機会、活動の場を提供するため、自主グループの登録認定等を定めたものです。

## 2 認定要件

教育長は、申請のあった団体が次のいずれかの要件を満たしていると認められた場合「公民館自主グループ」として登録認定し、認定証（様式1）を発行しています。

認定の期間は1年とし、更新することができます。

ただし、年度途中の認定については、期限を年度末とします。

(1) 公民館主催の事業として行われた各種教室・講座の延長として、修了生が自主的な学習会及びこれに類する学習活動を組織的に継続して行う 10名（会員の6割以上の者が町内在住者若しくは勤務者とする。）以上の団体。

(2) 自主的に発足し、概ね1年以上組織的な活動をしており、その内容が住民の実際生活に即する教育・芸術・文化の振興に寄与するものと認められる15名（会員の6割以上の者が町内在住者若しくは勤務者とする。）以上の団体。

## 3 申請方法

「公民館自主グループ」認定申請に際して、次のものを提出していただきます。

ただし、認定要件①に該当する団体については、初回に限り実績報告書の提出を免除します。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 認定申請書 | 様式2 |
| (2) 会員名簿  | 様式3 |
| (3) 活動計画書 | 様式4 |
| (4) 実績報告書 | 様式5 |

## 4 活動支援の内容

「公民館自主グループ」認定をうけた団体について、次の支援をします。

- (1) 町有施設の使用料の免除（ただし、1ヶ月の使用料免除時間は12時間以内です。）
- (2) 広報活動の援助